



福島県内の児童養護施設の現況と ご協力のお願ひ

♥児童養護施設の子どもたち

東日本大震災による原子力発電所の事故により大量の放射能が飛散し、現在もその影響、特に福島県内にある8か所の児童養護施設の子どもたちの健康への影響が心配されています。

戦後に戦災孤児のために多く設立された児童養護施設には、幼児から18歳までの子どもたちが生活しています。近年は虐待を受けた子どもが増加しており、入所児童の約7から8割を占めています(残り2割は親の病気等による養育困難児童)。多くの子どもたちは虐待等の身体的・心理的後遺症により発達に障害を生じていることもあり、身体障害、多動、注意欠陥障害、学習障害などほかに、新しい人や環境に馴染みにくいなどの多様な問題かかえています。

放射能による健康被害が心配される地域にある児童養護施設の子どもたちは、親の養育能力の問題により家族の元に帰ることはできず、様々な障害のために里親などの受け入れ先を見つけることは容易ではありません。また、現行の法律によれば、子どもたちは県の措置により入所しているため、避難したくても自らの意思で退所・転居することはできない状態です。

♥児童養護施設の除染の状況

福島県内の児童養護施設では、公的負担による除染は2011年7月より実施されはじめました。しかし公的負担は「平地で実施する場合の基準額」(1平米900円)をもとに算出され、なおかつ費用の半額のみとされています。多くの児童養護施設は寄付等の資金を集めながら、支払うことのできる範囲を部分的に除染せざるをえず、その効果は満足できるものではありません。

私立児童養護施設の一つである青葉学園では、2011年8月に放射線量の測定結果をうけた県によって除染の必要性が認められました。しかし、平地が少なく、住居建物の高圧洗浄も必要な青葉

学園の除染費用の自己負担は約3000万円にもなります。一度に全ての必要範囲を除染することは不可能であるため、子どもたちの遊び場や通学路などについては、10 μ Sv/hもの高線量部分を職員やボランティアにより除染している状況です。

♥児童養護施設の子どもに対する健康調査

福島県では県民健康調査として、甲状腺エコーや血液検査が実施されはじめ、原子力発電所に近い地域に住居のある子どもから順に、受診案内が施設に送られています。

現行法では、児童養護施設の児童は施設住所に住居を移すことなく入所することとなっているため、入所児童の住民票の住所欄には入所前の住所が記載されています。そのため原子力発電所に近い養護施設の子どもたちでも、住民票住所が原発に近くなければこのような健康調査を早期に受けることはできず、まして県外から入所している子どもたちは健康調査の対象外となっています。今後、福島県内の児童養護施設のすべての子どもたちが、県内の住民票の有無、原発から住民票住所の距離に関わらず全県民健康調査の対象となるかどうかは未だに不明です。

♥児童養護施設の子どもに対する被ばく量測定

2011年10月より、入所児童一人に対して大気中の放射線量を測定するガラスバッチ1つが配布されました。しかし、一本のガラスバッチで放射線量を測定できる期間は3か月のみです。その期間の被曝量は紙面により報告がありましたが、その後、地域の大气中の放射線量は変化していないにも関わらず、新たなガラスバッチの配布はなく、その予定も通知されていません。

♥青葉学園における食品放射能測定器

豊かな農産物に恵まれた果樹園に隣接する青葉学園では、近隣の農家より野菜・果物・乳製品の提供を受けていました。2012年3月に国際協

力 NGO センター(JANIC)の仲介により、これらの食品・飲料の放射能を測定するための「食品放射能スクリーニングシステム」(食品の放射能測定器以下ベクレル計)が、無償貸与されることとなりました。私立の児童養護青葉学園にこのような高額な精密機械が貸与されることとなったのは、「地域住民にも放射能測定器の使用を可能とすること」が条件となっていたからです。

放射能測定のためとはいえ、不特定多数の地域住民が子どもたちの生活圏内である施設に立ち入ることになり、落ち着いた生活環境を必要とする児童養護施設の子どもたちにとっては好ましくありません。

また、ベクレル計は測定環境により測定値が左右される精密機械のため、環境放射線を低減するための除染作業や、室内にはエアコンを設置する必要があります。設置範囲の土地の除染、エアコン設置も含めた測定室建設費用の見積額は987,000円にのぼり、その費用は全て青葉学園の自己負担となります。幸いこの自己負担については、本会澤田の働きかけにより、2012年3月キリスト教海外医療協力会(JOCS)よりご支援を頂戴することができましたが、今後、機器のメンテナンスや運用に伴う様々な支援が必要であることはいうまでもありません。

♥児童養護施設 青葉学園へのご寄付のお願い

児童養護施設の子どもたちの健康は、私達大人にゆだねられています。多くの子どもたちが発達障害など虐待を原因とする病気・障害をかかえており、年間の受診によるもともとの医療費(施設自己負担)は相当額に上っています。それらに加えて放射能に対する対策を講じるには、従来から不足しているといわれる職員のマンパワー(職員数は戦災孤児の養育を基準とした人数)ではとても対応しきれない状態です。さらにその対策も今後多岐に渡ることが予想され、長期的・継続的な支援を必要としています。

現行法律下では児童養護施設に自己収入を得る方法はない上に、公的補償、除染補助等の助成やその内容は、十分とは言えません。お志ある皆様の格別のご協力をいただければ幸いです。



福島県の児童養護施設の子どもの健康を考える会

代表 澤田和美(元武蔵野大学看護学部 教授)

丸 光恵(東京医科歯科大学国際看護開発学 教授)

東邦銀行 本店 普通預金 12888
社会福祉法人 青葉学園
(福島市土船字新林 24 番地 電話 024-593-1022)

恐れ入りますが、振り込み手数料のご負担もお願い申し上げます。

振込用紙に住所・氏名・日中の連絡先電話番号をご記入下さいませ。寄付控除の書類をお送りいたします。御所属・教会名等のある方は、振込み者氏名の前にご記入いただけますと助かります。例:〇〇教会 ○山〇子

♥ 福島県の児童養護施設の子どもの健康を考える会 ♥

私どもは2011年8月に青葉学園を訪問して行った聞き取り調査をきっかけに、福島県内の児童養護施設の子どもたち・先生方の窮状を知り、子どもたちの健康を守るあらゆる活動を推進するべく「福島県の児童養護施設の子どもの健康を考える会」を立ち上げました。代表の澤田は現職を2012年3月末に退職後、4月より福島市へ転居し活動基盤となる事務所を開設いたします。また現在は有志のみの会となっておりますが、活動を継続的に維持・発展させるためNPO法人の申請を行います。

本会へのお問合せ・ご支援は下記までお願い申し上げます。

♥事務所住所・連絡先 〒960-8055 福島市野田町6-4-74-5メゾンオーブC203

e-mail: kzmsawada@image.ocn.ne.jp 電話:024-573-2939(4月6日～)

♥ご支援先 銀行名:ゆうちょ銀行 店名:二二九店(店番号 229) 預金種目:当座
口座記号番号:02220-2-118684 口座名称:福島児童養護施設の子どもの健康を考える会

